

長岡市監査公表第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、長岡市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和7年9月1日

長岡市監査委員 小嶋 洋 一  
同 篠田 弘 成  
同 野本 直 樹  
同 丸山 広 司

監査の結果に基づく措置

令和7年度監査の結果に関する報告(令和7年8月7日 長岡市監査公表第17号分)

監査の結果	措 置	
	措置実施部局等	措置状況
<p><b>【指摘事項】</b> <b>収入の会計年度誤りについて</b> 年度末におけるコピー代及び図書売払いの収入金については、地方自治法施行令第142条第1項第3号により領収した日の属する年度の歳入とすべきところ、収入金を指定金融機関へ払い込んだ新年度の歳入としているもの 必要な措置を講じ、適正な事務事業の執行に努めてください。</p>	総務部 庶務課	<p>年度末におけるコピー代及び図書売払いの収入金については、地方自治法施行令第142条第1項第3号により、領収した日の属する年度の歳入とすべきです。認識をあらため、法令に従って業務を遂行することを関係職員に共有し、次のような対策を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・あらかじめ暦を確認の上、年度末年度初めが週休日となるときには、戦災資料館だけでなく庶務係も共有できるスケジュールに注意喚起を表示する。</li><li>・現金払込書の記載例を共有する。</li><li>・銀行納入手続きを必要としないキャッシュレス決済の導入を令和8年度中に実施できるよう検討する。</li></ul>